

特殊健康診断・作業環境測定・環境検査

■ 特殊健康診断

労働安全衛生法および関連規則・行政指導に基づく、有害業務による障害防止のための健診。尿中代謝物、生体試料中の重金属検査等すべて当協会検査室で実施している。また、アスベスト健診や作業態様に基づくVDT（情報機器作業）、腰痛、頸肩腕障害健診等も実施している。

平成28（2016）年6月に施行された改正労働安全衛生法により、一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について、リスクアセスメントの実施が義務づけられ、その結果に基づいてリスクの低減措置（危険有害性の高い物質から低い物質への変更、作業手順の改善、有効な保護具の使用等）を実施することが必要となっている。

■ 作業環境調査

有害物を取扱う作業環境は従前に比べて大幅に改善してきている。しかしながら、近年においても1,2-ジクロロプロパンや3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン（MOCA）などによる職業がんの発症もあり、潜在的な化学物質のリスクが残っている。塗装作業や特化物等14物質については個人サンプラー法の導入に向けた法改正が予定されている。当協会においては作業環境測定を通じて、化学物質における職場の健康状態をチェックし、リスクの少ない職場環境の形成に向けた支援を継続する。

■ 水質試験と簡易専用水道検査

平成15（2003）年の水道法の改正により、水質検査機関（20条）及び簡易専用水道等検査機関（34条）の登録が導入にされ、16年が経過した。近年マンション等の直結化の進展や県内の検査機関の増加により、当会の検査数は年々減少傾向を示している。飲料水に係る検査はきわめて公共性の高い検査のため、厚労省等に外部精度管理に積極的に参加し精度の向上に努めるとともに、ISO9001をベースとした品質保証活動を展開している。